福祉教育委員会

令和5年3月17日(金) 午後1時32分~午後2時59分

議会第2会議室

【出 席 委 員】村岡 卓委員長、西岡真一副委員長、諸冨八千代委員、川﨑健二委員、 松永憲明委員、川副龍之介委員、福井章司委員、重田音彦委員 山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】なし

【案件】

・付託議案について

○村岡委員長

それでは、ただいまから福祉教育委員会を開催いたします。

本日の議事順序の確認をさせていただきます。本日は初めに付託議案についての採決を 行います。その後、請願の採決を行います。以上の流れで行いますので、よろしくお願い いたします。

それでは、まず付託議案の採決につきまして、まずお伺いいたします。

○山下委員

採決に移る前に一度意見を、だから、賛成、反対だからこれこれですという、手挙げて から後で述べるというよりかは、もう少し意見を交わさせていただけるとありがたいなと 思うんですが、それはできないですか。

○村岡委員長

昨日の委員会の終わりに、本日は採決・まとめということで皆さんの了承をいただいて おりますので、この議事順序に沿って進めさせていただきます。

まずお伺いいたします。当委員会に付託された議案について反対意見はございますか。

○川副委員

私のほうからですね、佐賀市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例ということで、この件に対して修正をお願いするところでございます。手話言語条例とか。

○村岡委員長

すみません、まずは反対意見があるかどうかの確認で、それから内容をお伺いいたしま す。まず、第21号についての反対というか、修正ですね。

ほかに反対意見ございますでしょうか。

○山下委員

第2号議案の国保特別会計予算と第4号議案、後期高齢者医療特別会計予算に対しての反対です。

○村岡委員長

ほかに議案について反対意見はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ただいま反対意見が川副委員のほうから第21号議案について、山下委員から 第2号及び第4号について反対があるという御意見がございました。

それでは、議案の数の若いほうから御意見を伺いたいということで進めさせていただきますので、山下委員、第2号、第4号合わせた形でよろしいですか。

○山下委員

第2号議案の国保特別会計予算に関しては、今回は、国保税のことでは、県の標準税率に従えば高くなるところを、基金を取崩して据置きにするという、いい判断をしていただいたということは評価しているんですけれども、県内の中では、例えば江北町が全ての税率税額において少しずつでも引き下げたということで、基金の状況から見て、もう一歩進んでもできたんではないかなという印象を持ったわけです。もともと高い国保税を引き下げてほしいということを言ってもきましたし、あるいは今回、上がったところを見ていると均等割が割と上がっていると。均等割こそ1人当たり幾らということで負担の基になることを一般質問でも指摘しておりましたが、均等割の軽減に関しても一般質問の中でも提起しておりました。そういうことに関して、もう一歩努力を求めるということもあって、この件については反対と。

それから、後期高齢に関しては本当に毎回言っておりますが、75歳という年齢で区切って、そこに負担が多く生じてしまうような仕組みということに、制度として反対してきたという流れの中で、今回、税率税額は変わってはいませんけれども、制度の問題として賛成できないという立場です。以上です。

○村岡委員長

第2号、第4号についての反対意見でございました。

それでは、第21号議案について川副委員のほうより発言をお願いいたします。

○川副委員

この条例に関しては、さきの文教福祉委員会の中でずっと検討されてこられたところです。所管事務の最終的な報告として、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するために、情報コミュニケーション条例の制定を強く市民に働きかけるべきということで報告書がなっておりましたので、今回の条例について、条文関係の内容等については私は特段問題ないと思います。ただ、この条例の題について、やはり市民全体に広く分かっていただけるようにする中で、佐賀市手話言語の普

及及びという文言を外したほうが、市民の全部に普及していくんじゃないかなということ で、修正のお願いをするところであります。以上です。

○村岡委員長

先ほどの発言で確認させていただきたいのですが、文言を外すというところですけれど も、佐賀市手話言語の普及という部分を外すというふうにおっしゃいましたけれども。

○川副議員

訂正させてください。佐賀市ということで言いましたけど、削除する部分については、 手話言語の普及及びということで、その部分を削除ということでお願いいたします。

○村岡委員長

今、皆様のお手元のほうに、川副委員からの修正案ということで提示がなされた書類が 回っているかと思います。御確認いただければと思います。

修正案が示されましたが、修正案ということですので、皆様のほうから確認されたいこと等ございましたら、今の段階でお伺いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○山下委員

前の文教福祉委員会のときから、所管事務調査で関連の条例のことは取り組んでまいりました。それで、最初に手話言語条例の制定をということで申出があったところからスタートしているんですけれども、所管事務調査の中でいろいろ研究したり、視察したりしていく中で、宮崎に行って、宮崎県は手話言語条例を制定し、宮崎市は同じ日に障がいの特性に応じた情報コミュニケーションということで制定されているということを聞いて、手話が使えない方たちもたくさんおられるから、だから普及という意味はそれはそれであるとしても、もっといろんな情報コミュニケーションの手段があって、そこが、みんな自分たちの条例だと思ってもらうほうがいいよねということがあって、そういう幅広い中身にしていきましょうと言って持って帰ってきたような経過がありました。それで、提起をするときもそういうふうに提起したという流れがあったと思うんです。でも、検討会の中でずっと変わっていくので、どうしたもんかなという気はしていたわけですよ。それで、このままだとどうという、本当に気持ちの中では身が引き裂かれる思いというか、そんな思いがあります。それで、選択肢が2つ示されたというのであれば、私は出発点に戻って、もともと所管事務調査でやってきた出発点に戻るという考え方に立てるなら、そのほうが本当は整理がつくのかなという感じを私は持ちました。

○村岡委員長

ほかに御意見はないようでしたら、これから採決の方法に確認させていただきますが、 何か御意見ありますか。

○西岡真一副委員長

御意見といいますか、1つ、提案された川副議員にちょっとお尋ねします。

条例の内容には特段異存はないということでした。題名から手話言語条例の内容そのも

のは、1つは手話言語の普及ということが主眼に置かれておったかと思います。もう一つは、多様なコミュニケーション手段、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段、昨日、執行部の説明にもありましたけれども、この2つの目標、趣旨というのを包含していると。その内容を表すための題名がこの手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション、ちょっと長いですけれども、この題名であったかと思います。手話言語の普及という点を削除するというのならば、私は、この条例の内容を必ずしも全て説明しない題名になってしまいやしないかなと、そういう危惧がございます。いかがでしょうか。

○川副議員

副委員長のほうから、そういう指摘も受けましたけど、昨日の執行部の説明の中において、条例関係については、またきちんとこれからも説明して、中身の理解を一般市民の方にもどんどん浸透していくという話もあったように、例えば言語条例を外してもその中身の条例については、手話言語のことまで含んでこの条例はできているということで、私はそういう理解で、この条例の題名、手話言語を外して、一般的にも、多くの方に普及させるために、こっちのほうがいいのかなということで提案したところです。

○諸富委員

私も、手話言語条例の部分と、あとコミュニケーション条例という部分で、非常に判断が難しいなと思ったんですが、素朴に2本立てというのは無理なんでしょうかという提案については、それは無理というので理解はしていますので、では、どちらにするかとなったときに、やはり市民に広く理解してもらうには、コミュニケーション条例という名称のほうがいいのではないかというふうに思っています。ですので、名称についての修正というところには同感なんですけれども、内容を見てみると、副委員長がおっしゃったように、内容の一番最初に手話が出てくるのが、その名称にはないのに、ここが最初に出てくるというところに若干の違和感は感じますので、内容の順番を入れ替えるとか、名称だけでなく、少し内容についても触る必要があるのではないかと思います。

○村岡委員長

ということは、修正案を出されるということですか。条例の中身の修正を行うということでよろしいんですか。

(発言する者あり)

もちろんそうです。

(発言する者あり)

いや、採決の場ですので、それに関する御意見をお伺いして、修正が必要だと思うので あれば修正案の提出を、出すんですね。

○諸富委員

すみません、ちょっと私も整理が必要というか、若干間違っているところがあるかもし

れないんですけど、となると、修正案が2つ出るということになるんですか。

○村岡委員長

同じ内容であれば、まとまるんですが、違う内容ということであれば、修正、当然協議 が必要になると思います。

○諸富委員

そこの協議をさせていただくというのは可能なんでしょうか。

○村岡委員長

お時間どれくらい必要ですか。

○諸富委員

そちらのほうと少しお時間をいただけたらと思うんですけど、すり合わせをする時間を いただけたらと思うんですが、30分。

○村岡委員長

昨日の委員会の最後に申しましたとおり、本日は採決とまとめを行うということで整えてきていただくというのが条件でございますが、今、修正案の提出を検討したいということで意見が出ておりますが、委員の皆様いかがいたしますか。

(発言する者あり)

では、お時間どれくらい必要ですか。30分でよろしいですか。

○諸富委員

30分取りあえずお願いします。

○村岡委員長

では30分、協議の時間を行いますので、再開後、では区切りよく、2時20分に再開したいと思います。では、修正案を出された方は、速やかに協議のほうをお願いいたします。

◎午後1時49分~2時20分 休憩

○村岡委員長

それでは、再開時間の2時20分となりましたので、修正の協議の内容というのをまず もって御報告いただければと思います。

○諸富委員

まず初めに、事前に調整すべきところをこういった形になりまして、皆様におわび申し 上げます。申し訳ありませんでした。

先ほどお時間いただきまして、名称について提案をされている他会派のほうと合意を得ることができましたので、内容について、修正をつくりました。その内容について今事務局のほうに印刷をお願いしておりまして、そちらのほうが若干、あと15分程度かかるということでしたので、文書を紙にして用意してくださるということですので、それを待ってからのほうがよろしいでしょうか。口頭でもよろしいですか。

○村岡委員長

文書で間違いなく確認しながらのほうがいいんじゃないですか。

○諸富委員

では、事務局からの書類を待って、その上で御説明を差し上げたいと思います。

○村岡委員長

では、説明を受けるに当たって書類の完成まで約15分から20分ということでございます。 なので、中身の協議というか、確認につきましてはそれからとなりますが、こちらから1 点確認させていただきたいと思います。

自民党会派からの御意見は、タイトルとしての手話言語の普及及びを削るという御提案 でございました。今回の中身については、条例の中身にも変更があったというふうに認識 しといてよろしいですか。

○川副委員

本当に申し訳ありませんでしたけど、今回、私たち自民党で、表題ということで変更ということをしまして、先ほど副委員長のほうから指摘を受けて、中身を精査して、諸冨委員のほうからも意見があったとおりに、いろいろ中身の精査をした中で、中身の条例についても修正をするということでお願いしたいと思います。

○村岡委員長

この点についてですが、まず、提案されるに当たって内容に異論はないという発言がございましたが、これについては発言を撤回し修正されるという意味でよろしいでしょうか。

○川副委員

すみません、私の当初の発言で、中身については問題ないということで言いましたけど、 中身を検証した中で修正いたしますので、当初言った言葉については撤回をさせていただ きたいと思います。

○村岡委員長

その上で確認ですが、これは自民党会派として内容を変更するということでコンセンサスは取られていますか。ここで協議した後、また会派のほうに戻って、そんな話は聞いていないとかとなると。

○福井委員

私どものほうとしては、委員会としての責任を委ねられている立場でございまして、よろしければ、あと5分だけいただければ、その辺の最終確認をさせていただきたいと思います。

○村岡委員長

それでは、書類が出来上がるまで15分から20分と申しましたので、その間の部分であれば、お話のほうを進めて、しっかり合意を得て採決に臨んでいただければと思います。

では、2時40分に再開いたします。

◎午後2時25分~2時37分 休憩

○村岡委員長

皆さんおそろいですが、時間前ですが、よろしいでしょうか。それでは、福祉教育委員 会を再開いたします。

今、皆様のお手元に修正案が提示されております。今、こちらのほうで確認しましたところ、参考のページ、修正後なんですが、佐賀市の後に、全てのというのが漏れていますので、今もう手のほうで修正いただければと思います。佐賀市全ての障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例と、よろしいでしょうか。

それでは、今、修正案が示されましたので、修正案の内容について説明を求めます。

○諸富委員

では、提案されている、自民党会派のほうと合意を得ることができましたので、私のほうから御説明させていただきます。

では、お手元の資料をめくっていただいた、修正前と修正後の比較を見ていただいたほうが分かりやすいかと思いますので、そちらを御覧ください。まず名称のほうですが、佐賀市全ての障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例ということで、ここに全てのというのを入れさせていただいております。これは検討会のほうでも、委員の皆さんから出されていた意見でございまして、手話は言語であるという強い思いをお持ちなのを十分理解しているからこそ、ほかの障がいをお持ちの方、全ての障がいをお持ちの方にもその思いに寄り添うために、この全てのをつけております。

あと、名称の変更に伴いまして、内容のほうも名称との整合性を取るために幾つか修正 を入れさせていただいております。前文のところですね。ここも全て読んだほうがいいで しょうか。読んだほうがいいですかね。では、この抜粋の箇所を読ませていただきます。

修正後のほうですが、このような状況において全ての市民が手話が言語であること及び 障がい者一人一人の異なる障がいの特性や障がいの特性に応じた多様なコミュニケーショ ン手段について理解を深め、修正前は、全てのが入っていないところを全てのを入れてお ります。全ての障がいの特性に応じたコミュニケーション手段をというふうに書いており ます。

あと、次に目的の第1条の部分は、名称と整合性を取る形で、この条例は、全ての障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関しというように修正を入れております。

基本理念の第3条についてですが、こちらも名称に整合性を合わせる形で、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進はにしております。ここについては全てのは入れていませんが、全ての箇所に全てのを入れると、あまりにもくどいところが若干ございますので、内容に特に不都合を感じないところについては、多少、ここの第3条のように、全てのを入れずに、障がいの特性に応じたというようにしております。

あと、裏のほうを御覧いただきまして、市の責務、第4条のほうも、市は前条の基本理

念にのっとり、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に対するというように修正 を入れております。

御検討よろしくお願いします。以上です。

○村岡委員長

ただいま修正案についての説明がございました。この内容について確認等ございました ら、御意見あれば。

○西岡真一副委員長

手話言語の普及という文言を、ほぼ全面的にまず基本理念、それから市の責務からも手話言語の普及ということが除かれております。つまりは、もともとは手話言語の普及、手話が言語であることを普及してほしいと、出発点ですね、この条例を当時の文教福祉委員会から執行部に対して要請して検討が始まった。その点が、最終段階では、この手話言語の普及ということが、理念、責務からも除かれているということについては、どのように整理されていますでしょうか。

○諸富委員

そのスタート地点からの経緯については私も理解しているところです。手話は言語であるという強い思いはもちろん理解しておりまして、その内容、その経緯ですとか思いについては条文、前文の7条のほうに、市は次に掲げる施策について総合的かつ計画的に推進するものとする。1項、手話が言語であることの理解の促進と、そこに明確に規定をされていることと、あと、手話は言語であるという、そこがスタートだったということについては前文で手話要約筆記などというところで、前文の後半部分でかなり詳細に説明されているので、その部分で丁寧に説明することで理解を得られるのではないかというように考えております。

○村岡委員長

ほか御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ただいまより採決につきまして説明してまいります。

まず、採決の方法につきましては、意見が分かれております第2号、第4号及び第21号議案について、それぞれ挙手採決を行います。ただし、第21号議案につきましては、修正案が提示されておりますので、まず第21号議案の修正案について挙手により採決を行い、第21号議案の修正案が可決された場合においては、第21号議案の修正部分を除く原案について挙手により採決をすることといたします。第21号議案の修正案が否決された場合は、第21号議案の原案を挙手により採決することとなります。

次に、意見が分かれておりません第1号、第3号、第9号、第26号、第27号、第28号、第29号、第30号、第33号、以上におきましては、一括して簡易採決を行いたいと思いますが、 御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしとのことですので、そのように採決をいたします。

意見が分かれた議案につきましては、1議案ずつ挙手により採決を行いますので、それでは、第2号議案について挙手により採決を行います。

なお、挙手されない場合は反対として取り扱いますので、よろしくお願いいたします。 お諮りいたします。第2号議案について可決することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

賛成多数と認めます。よって、第2号議案は可決すべきものと決定いたしました。 次に、第4号議案について挙手により採決を行います。

お諮りいたします。第4号議案について可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

賛成多数と認めます。よって、第4号議案は可決すべきものと決定いたしました。 では次に、第21号議案の修正案について採決を行います。

お諮りいたします。第21号議案についての修正案について可決することに賛成の方は挙 手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

賛成多数と認めます。よって、第21号議案の修正案は可決すべきものと決定いたしました。

次に、第1号議案、第3号議案、第9号議案、第26号議案、第27号議案、第28号議案、第2 9号議案、第30号議案、第33号議案について一括して採決を行います。

お諮りいたします。第1号議案、第3号議案、第9号議案、第26号議案、第27号議案、第28号議案、第29号議案、第30号議案、第33号議案について、可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、以上の諸議案は可決すべきものと決定いたしました。 以上で当委員会に付託された議案の採決を終了いたします。

次に、請願について採決を行います。

○松永憲明委員

お願いがございますので……

(発言する者あり)

○村岡委員長

申し訳ありません。修正案第21号議案ですが、修正を除いた部分の原案ですね。こちらの可決をしておりませんでした。修正した文言だけを可決しているので、要するに、修正がかかっている条文とかは今諮りましたけれども、修正がかかっていない条文については

可決していない状態ですので、発言を修正いたします。

次に、第21号議案の修正部分を除く原案を採決いたします。

お諮りいたします。第21号議案の修正部分を除く原案を可決することに賛成の方は挙手 をお願いします。

(賛成者挙手)

賛成多数と認めます。よって、第21号議案の修正部分を除く原案は可決すべきものと決 定いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の採決を終了いたします。

次に、請願について採決を行います。

○松永憲明委員

給食費の値上げ分の保護者負担の問題なんですけれども、食材費の高騰による給食費の値上げについては、保護者の急激な負担増を軽減する必要については十分私も理解するところでございます。令和5年度の予算において新型コロナの臨時交付金を使って給食費値上げの相当分の補助が計上されておりまして、そのことには賛成でありますし、全く異論はございません。しかしながら、審査において、この請願の意図としては、令和6年度以降についても値上げ相当分について公費での負担を求めているということを確認しているところでございます。令和6年度以降については、財源を含めた、財政的な状況がどういうようになるのか分からない状況の中で、将来にわたって値上げ分を公費で見ていくということができるのかどうか、これは疑問があるわけでございます。したがいまして、現在の状況での一時的な負担軽減を求めるという意味での請願の趣旨は十分理解できますが、将来にわたる部分についての軽減というのは、見通しが非常に困難という意味で、趣旨採択とすべきだというふうに考えます。そういうことで、趣旨採択という、かつてそういった採択の仕方もございましたので、そういう形にしていただけないかという要望でございます。

○村岡委員長

ただいま趣旨採択してみてはという御意見がございました。

それでは、まず趣旨採択をすることについてお諮りいたします。ここで否決された場合、 再度採択することについて諮り直したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしということですので、挙手により採決を行います。

なお、挙手されない場合は反対として取り扱います。

お諮りいたします。受理番号1の請願を趣旨採択することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

賛成多数と認めます。よって、本請願は趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託された請願の採決を終了いたします。

次に、本会議においての委員長報告についてはいかがいたしましょうか。では、皆様の ほうから具体的な内容等ございますでしょうか。当然審査の内容で議論の深かった、先ほ どやりました請願と、コミュニケーション条例については盛り込むようにはしております。 それ以外で何か、よろしいでしょうか。では、内容につきましては正副一任ということで よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

では、そのようにいたします。

2月28日の委員会、先議の際の委員会でも予告しておりましたとおり、先進地視察について協議を行いたいというふうに思っております。

まず、視察先の候補地やテーマについて皆様のほうから何か御意見は、その後なかったんですけれども、こちらのほうで少し検討しているのは、今度議会報告会も行いますので、部活動の地域移行のほうで何か参考になるようなところがないかという部分と、少し考えているのは放課後児童クラブですね。これにつきましては9月の決算のときに話題にも、委員会の中で出ておりまして、当然どこの自治体も模索しながらという中で、様々な委託に取り組まれて確保されているような事例もありますが、一旦、委託したんだけれども、また戻したというような自治体も調べたらありましたので、そういう部分について幅広く検討するという部分ではちょっとそういうところも当たってみたいなというふうに考えております。

そのほか皆様から何かテーマ的なものがあれば、お任せいただくという形でもよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

では、その実施の時期でございます。パターンとしては昨年、福祉教育委員会は5月、 それまで行っていたスケジュールで行っておりまして、当委員会以外の3委員会について は7月及び8月ぐらいに開催されたようでございます。皆様のそれぞれの日程等もあるかと 思うんですが、いわゆる例年どおりの5月のパターンで行くのか、もっと延ばしたほうが いいのかという部分で皆さん御意見いかがですか。日程的な何か御意見があればどうぞ。

(発言する者あり)

できれば行けたらなと。

○福井委員

5月ちょっと私、ほぼ週4日ぐらいずつ、3週間にわたって会議がありますので、私はちょっと。

○村岡委員長

ということであれば、6月定例会後……

(発言する者あり)

では、ちょっとその辺についてはまた細かくなるのは、もう一回、23日ぐらいに。6月 の頭ぐらいまでは行けるということですね。

福井委員、ちなみに5月の末とかだと、微妙ですか。微妙なところですね。

では、6月の頭ぐらいまで含めて、ちょっと日程を提示できればと思います。そこで調整いただければと思います。一応、6月の頭ぐらいをめどに日程の調整はさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

最後に、委員会の会議録が公開されることに伴いまして、委員会における字句、数字その他の整理についてお諮りいたします。

本委員会の会議録につきましては、字句、数字その他の整理については、委員長に委任 されたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしということですので、委員長に委任することに決定いたしました。 以上をもちまして福祉教育委員会を終了いたします。

令和 年 月 日 福祉教育委員長 村 岡 卓